

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

離婚後の「共同親権」

離婚後の子どもの親権について、父母のどちらか一方に認める現行の「単独親権」に加え、双方に認める「共同親権」を導入する民法改正案が今国会で成立する見通し。

◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/15(月) 先負 給与支払報告書に係る給与所得書異動届出

16(火) 仏滅 衆議院3補欠選挙告示

17(水) 大安 ハローワークの日、G7外相会合(イタリア)

18(木) 赤口 発明の日

19(金) 先勝 穀雨

20(土) 友引 郵便週間

21(日) 先負 柔道全日本女子選手権

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/8(月)	39,347 △355	151.87 ▼0.54
9(火)	39,773 △426	151.90 ▼0.03
10(水)	39,582 ▼191	151.84 △0.06
11(木)	39,443 ▼139	153.12 ▼1.28
12(金)	39,524 △81	153.24 ▼0.12

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充

今年度税制改正で「賃上げ促進税制」が拡充され、中小企業向け制度は繰越控除措置の創設などが行われました(本年4月以後開始事業年度から適用)。

◆ 上乗せ措置を新設し、最大45%の税額控除

中小企業向け賃上げ促進税制(資本金1億円以下の中小企業者等が対象)は、全ての国内雇用者に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除でき、前年度比2.5%以上増加させた場合は30%の税額控除となります。

改正により、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件が緩和され、教育訓練費を前年度比5%以上増加させた場合は控除率を10%上乗せします。

さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対する「くるみん」認定や、女性活躍支援に取り組む企業の「えるぼし」認定を受けている場合に、控除率を5%上乗せする措置が新設されました。

◆ 控除しきれない金額は5年間繰越しが可能に

上記により、最大で給与等支給増加額の45%を税額控除できるようになります(控除額は当期の法人税額又は所得税額の20%が上限)。

また、繰越控除措置が創設され、本制度の適用要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を最長5年間繰越すことが可能になりました。これにより、赤字で法人税額が0円の場合や、控除額が控除上限を超える場合などに未控除額を翌年度以降に繰越すことができます。

なお、繰越税額控除を適用する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加していることが必要となります。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201515

定額減税の対象となる扶養親族の判定時期

納税者と扶養親族(配偶者を含む)1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を控除する定額減税が実施されますが、定額控除の対象となる扶養親族の判定時期は、所得税と個人住民税で異なります。

令和6年分の所得税に係る扶養親族の判定時期は、令和6年12月31日(令和6年中に亡くなった場合はその時点)の現況によります。

一方で、令和6年度分の個人住民税に係る扶養親族の判定時期は、令和5年12月31日(令和5年中に亡くなった場合はその時点)の現況によるため、例えば、令和6年1月以後に出生した扶養親族は個人住民税の定額減税の対象になりません。

来月以降の国税納付書の事前送付について

国税庁はキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みの一環として、*e-Taxにより申告書を提出している法人、*e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人、*納付書を使用しない手段(ダイレクト納付や振替納税など)により納付している法人・個人に対して、納付書の事前送付を本年5月以降の送付分から取りやめるとしています。

ただし、源泉所得税の納付書や消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付予定です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

拡充された中小企業向け賃上げ促進税制の概要

◆概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、青色申告書を提出している資本金1億円以下の中小企業者等が国内雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和6年度税制改正において、教育訓練費を増加させた場合における上乗せ措置の要件を緩和するとともに、厚生労働大臣が仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を認定する「くるみん」や、女性の活躍推進に取り組む企業を認定する「えるぼし」に係る上乗せ措置を新設し、税額控除率は最大45%となります。

また、当期の税額から控除できなかった金額について5年間の繰越控除措置を創設します。

この改正は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は令和7年から令和9年までの各年）に適用します。

◆適用要件や税額控除額

本制度は、中小企業者等が全雇用者の給与等支給額※を前年度と比べて+1.5%以上増加させた場合に適用を受けることができます。要件を満たす賃上げを行った場合、給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じた金額を税額控除できます。

なお、税額控除額は当期の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

賃上げ要件	税額控除額
前年度比+1.5%以上増加させた場合	給与等支給額の増加額×15%
前年度比+2.5%以上増加させた場合	給与等支給額の増加額×30%

※給与等支給額とは、国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいい、役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まない）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、退職金など給与所得とならないものは原則として該当しない）の支給額をいいます。

◎教育訓練費に係る上乗せ措置

適用事業年度の教育訓練費※の額が前年度と比べて5%以上増加している場合は、税額控除率を10%上乗せします。

ただし、適用事業年度の教育訓練費の額が全雇用者の給与等支給額の0.05%以上である場合に限られます。

※教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいい、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などです。

◎くるみん認定又はえるぼし認定に係る上乗せ措置

「くるみん以上」又は「えるぼし二段階目以上」の認定を受けた企業は、税額控除率を5%上乗せします。

※プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定は、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）は、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象です。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たした認定を取得した場合に限ります。

◆未控除額の繰越控除措置

本制度の要件を満たす賃上げを実施した年度が赤字であり税額控除ができない場合や、控除額が控除上限額（法人税額等の20%）を超えるため、全額を控除できなかった場合など、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額がある場合は5年間の繰越しが可能です。

未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用できます。